

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文  
 ○ 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表第一（第四条の二関係）                      毒物                      一〇二十三（略）                      劇物                      一〇七の三（略）</p> <p>七の四 二―エチル―三・七―ジメチル―六―〔四―（トリフルオ                      ロメトキシ）フエノキシ〕―四―キノリル―メチル―カルボナ―                      ト及びこれを含有する製剤</p> <p>七の五（略）</p> <p>八〇十一の七（略）</p>	<p>別表第一（第四条の二関係）                      毒物                      一〇二十三（略）                      劇物                      一〇七の二（略）</p> <p>七の三 O―エチル―S・S―ジプロピル―ホスホロジチオア―ト                      （別名エトプロホス）五％以下を含有する製剤。ただし、O―エ                      チル―S・S―ジプロピル―ホスホロジチオア―ト三％以下を含有                      する徐放性製剤を除く。</p> <p>（新設）</p> <p>七の四 二―エチルチオメチルフエニル―N―メチルカルバメート                      （別名エチオフエンカルブ）及びこれを含有する製剤。ただし、                      二―エチルチオメチルフエニル―N―メチルカルバメート二％以                      下を含有するものを除く。</p> <p>八〇十一の六（略）</p> <p>十一の七 (RS)―〔O――（四―クロロフェニル）ピラゾ―                      ル―四―イル〕O―エチル―S―プロピル―ホスホロチオア―ト                      〕（別名ピラクロホス）及びこれを含有する製剤。ただし、(R</p>

十一の八 シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド一〇%以下を含有するものを除く。

十一の九 (略)

十二〜六十七 (略)

S) —(O— —(四—クロロフェニル)ピラゾール—四—イル  
|| O—エチル || S—プロピル || ホスホロチオアート) 六%以下を  
含有するものを除く。

十一の八 削除

十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (145) (略)

十二〜六十七 (略)